

広報 すおう 大島

ひと・まち★きらり



4 月号

2016 (平成 28) 年
No. 139



少年サッカー大会『20年』

第20回記念となる「サザン・セト大島少年サッカー大会」が3月26日から3日間の日程で開催され、今年も県内外から48チームが参加し、各会場で熱戦を繰り広げました。

総合開会式では全チームが町陸上競技場に集い、地元チームのキャプテンが力強く選手宣誓を行いました。(21ページに関連)

定住・防災・健康づくり

平成28年度 町長施政方針

平成28年3月町議会定例会における町長の施政方針を要約してお知らせします。



周防大島町長 椎木 巧

私は、本年11月に2期目の任期満了を迎えます。

この間、周防大島町の2代目の町長として、合併当初からの一番の課題でありました「財政の健全化」を第一に取り組んでまいりました。

その結果、財政指数は大きく改善されると共に、財政調整基金などの基金残高も大幅に増高し、懸案の町債残高も順調に減少し、当面の財政運営には健全性は保たれていると考えています。

また、合併以降徹底した行財政改革を推進し、それにより生み出された財源で、特に各総合支所には大きな財源を配分し、地域の要望に応じてまいりました。更には、生活関連施設の整備や子育て支援を充実すると共に、農業、漁業と町の固有の財産である豊かな自然や文化との連携を密にした観光交流人口100万人を目指し、「交流から定住へ」を合言葉に、『幸せに暮らせる町づくり』の実現に向け、職員と一丸となって取り組んでまいりました。

本年11月には、任期満了を迎えることから、これまでのまちづくりの取組と成果を振り返り、現下の最重要課題である人口減少と地域創生という大きな課題に正面から向き合い、特に子育て支援や教育環境の充実を図り、定住対策に更に積極的な一歩を踏み出すことといたしました。

そこで、平成28年度も、引き続き「定住対策」、「防災安全対策」、「健康づくり」を3本の柱に掲げ取り組んでまいります。

第1は「定住対策」

昨年実施されました国勢調査の速報値によりますと、本町の人口は1万7203人となっております。前回調査より1881人、9.9%の減といった状

況です。

一方で、昨年策定した人口ビジョンで用いました社会保障人口問題研究所による将来人口予測の平成27年人口は、1万6835人であり、この予測よりは368人上回る結果となっております。

このことは、定住対策のためにやれることは全てやる覚悟で、あらゆる政策資源を投入してきた結果であるとと考えています。

各自自治体においても総合戦略に基づく地方創生への取り組みが本格化します。

引き続き、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「安定した雇用の創出」、「新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶える」、「安心な暮らしを守り、連携した地域の創造」という4本の基本目標達成に向けて施策を展開してまいりたいと考えています。

先般、旧和田小学校への企業進出協定が交わされたところです。こうした「ひと」や「しごと」の流れを「定住」へと繋げる、「交流」から「定住」への取組に引き続き邁進してまいります。

第2は「防災安全対策」

町民の生命や財産を守り、安全・安心な生活を確保することが、まちづくりを進める上で何よりも大切と考え、これまで防災・減災に関する施策を積極的に推進してまいりました。

本町は、「南海トラフ地震対策特別措置法」に基づき、瀬戸内海沿岸他市町とともに「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けています。

また、近年、台風の大化やゲリラ豪雨により甚大な被害が国内外で頻繁に発生するという状況の

中、どのような災害においても「自助」である災害への備え、「共助」である地域の支え合いという、地域防災力の強化と幅広い対応が必要不可欠です。

自主防災組織への支援を継続し、「公助」と連携した「自助」と「共助」による「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の絆をより一層進め、あらゆる事故災害において、これに万全を求め、「一人の犠牲者も出さない」意識で臨みたいと思っております。

第3は「健康づくり」

生涯にわたり、社会に参画し、いきいきと人生を送るためには、年齢にかかわらず、健康で自立した暮らしができることが重要で、社会の活力の増進や、社会保障費の削減と町民負担の軽減にもつながることから、疾病の早期発見、早期治療にとどまらず、自らが積極的に健康づくりに取り組み、生活習慣の見直しを行うなど疾病を予防し、健康レベルの向上を図り、健康寿命の延伸を目指す必要があります。

こうしたことから、健診の受診率を高めるとともに、健康づくりに必要な情報の提供を行い、住民と行政が協力しながら、健康寿命を延伸させることが何よりも「幸せに暮らすこと」に繋がるものであり、さらに健康づくりを推進してまいります。

これら3つの重要課題への取り組みと、私が従来から推進してまいりました地域に密着した事業を中心に、昨年策定した「周防大島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた事業は可能な限り実施し、課題解決に向けて取り組んでまいる覚悟でありますので、町民の皆様のお一層の御支援、御協力をお願いいたします。

再編交付金で事業を実施しました

平成19年度から、「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」第6条の規定により、在日米軍再編による住民生活の安全に及ぼす影響が増大する市町村に対し、公共施設の整備、住民生活の利便性向上や産業の振興に寄与する事業を対象に、国から再編交付金が交付されています。周防大島町には、平成27年度に2億2,705万9千円が交付され、次の事業を実施しました。

○防災に関する事業

・漁港陸閘整備事業

(工事：土居地区、設計：日前地区・棕野地区)
2,116万5千円

○教育、スポーツおよび文化の振興に関する事業

・学校情報通信機器整備事業

(町内全中学校5校および島中小学校)
1,772万7千円

・小学校空調設置事業

(設計：明新小学校、森野小学校)
248万4千円

○住民の生活の安全の向上に関する事業

・久賀公民館耐震改修事業

1億6,048万3千円

○福祉の増進および医療の確保に関する事業

・ちびっ子医療費助成事業基金積立

2,520万円



▲漁港陸閘整備事業（土居）



▲久賀公民館耐震改修事業（久賀）

平成 28 年 度 当 初 予 算

これまで、合併からの最重要課題であります「財政の健全化」を第一に掲げ、行財政改革を推進しつつ、政策目標である「幸せに暮らせるまちづくり」の実現に向けて、体験型修学旅行誘致による賑わいの創出、町総合計画および地域防災計画の策定、ちびっ子医療費助成や保育所同時入所 2 人目以降無料化事業を始めとする子育て支援など住民生活に密着した事業に取り組んでまいりました。

平成 28 年度予算編成に当たっては、「安心して子供を産み育てられる町」をはじめとする 5 つの町づくりのさらなる発展を図ることとし、喫緊の課題である「定住対策」「防災安全対策」「健康づくり」を 3 つの重点課題として位置づけ、国の最重要課題と位置づけられている地方創生の具体的な取り組みを本格化させるべく積極的に取り組む予算編成を行いました。

平成 28 年度主な事業 ～「幸せに暮らせる町づくり」の実現に向けて～

○安心して子供を産み育てられる町

周産期医療支援事業、子育て支援任意予防接種事業、C S（コミュニティ・スクール）コンダクター事業、語学留学支援事業、検定支援事業、小学校施設空調設置事業、A E D 購入事業、中学生医療費助成事業

○働く意欲の湧き出る町

観光施設等 wi-fi 整備事業、先導的果樹花木導入事業、モデル竹林整備事業、大島かんきつ産地継承夢プラン関連事業、四境の役 150 周年記念事業、日本ハワイ移民資料館資料整備事業、観光施設・サイン看板設置事業、広島送客誘発型広報事業、道の駅リニューアル事業、海の駅拠点整備事業、若者定住住宅用地整備事業

○自然と環境にやさしい町

公共施設マネジメント計画策定事業、一般廃棄物処理基本計画及び災害廃棄物処理計画、瀬戸公園整備事業、特定環境保全公共下水道事業全体計画・事業計画策定事業、公共下水道長寿命化計画策定事業

○晩年を豊かで安心して過ごせる町

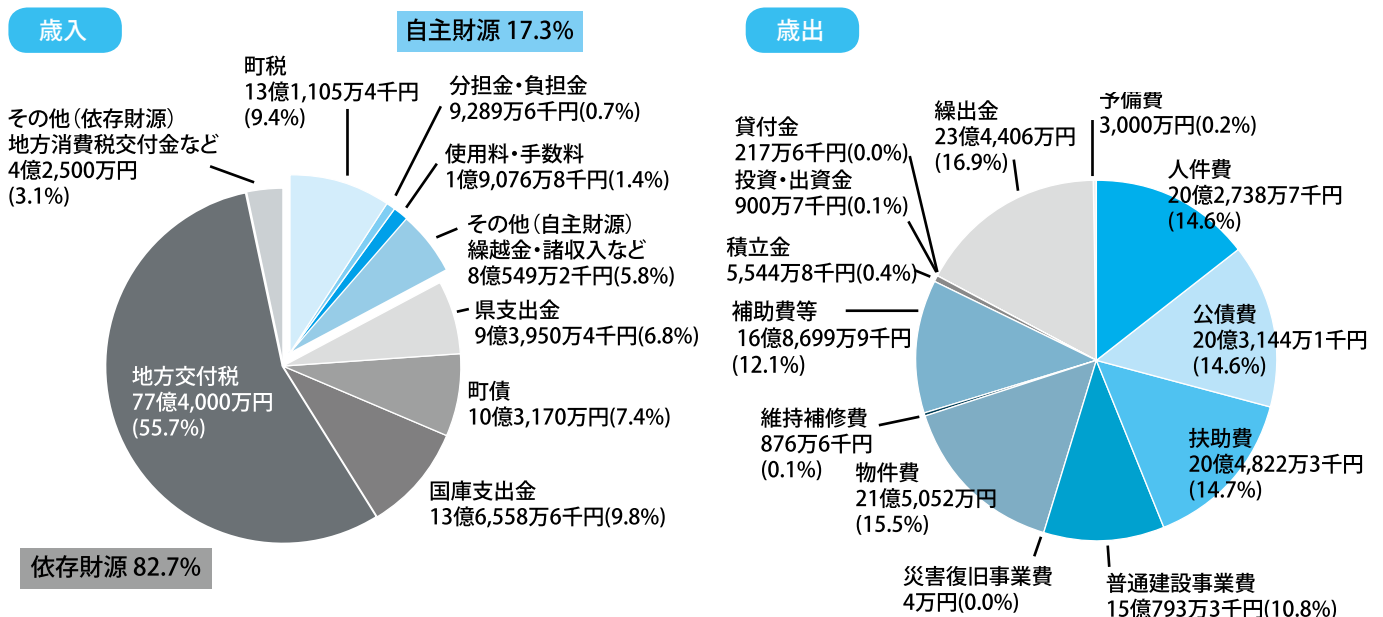
歯周疾患検診事業、広域消費生活センター設置事業、海岸堤防等老朽化対策事業、東和病院西棟改修事業

○次世代に素敵な未来を約束する町

滞在型旅行等誘致促進事業、空家対策ローン利子補給事業、空家有効活用事業、企業誘致対策事業、集落支援員事業、周防大島高等学校通学支援費給付事業、浮島地区海底送水管布設事業

※平成 28 年度に実施する主要事業については「町のよさん」と題して、広報紙で随時紹介していきます。

◆平成 28 年度歳入歳出当初予算（一般会計 139 億 200 万円）



※歳入および歳出の構成比は小数点以下 1 位未満を四捨五入しています。

◆別表1 基金の状況

区 分		平成 26 年度末現在高	平成 27 年度末現在高 (見込み)	平成 28 年度末現在高 (見込み)
一般会計	財政調整基金	48 億 3,099 万 7 千円	51 億 2,372 万 1 千円	48 億 4,359 万 9 千円
	減債基金	6 億 323 万 9 千円	6 億 343 万 3 千円	6 億 352 万 9 千円
	福祉振興基金	2 億 8,088 万 4 千円	2 億 8,097 万 5 千円	2 億 8,102 万円
	中山間ふるさと・水と土 保全対策基金	3,113 万 1 千円	3,113 万 1 千円	3,113 万 1 千円
	まち・ひと・しごと 創生基金	4 億 1,331 万 7 千円	3 億 9,193 万 2 千円	2 億 2,423 万 9 千円
	県収入証紙購入基金	300 万円	300 万円	300 万円
	奨学資金貸付基金	4,297 万円	4,803 万 3 千円	1,005 万 8 千円
	土地開発基金	2 億 7,073 万 9 千円	2 億 7,077 万 2 千円	2 億 7,078 万 9 千円
	ちびっ子医療費助成事業 基金	3,721 万 3 千円	4,910 万 1 千円	2,424 万 5 千円
	観光振興事業助成基金	4,636 万 3 千円	3,519 万 8 千円	2,316 万 2 千円
	福祉医療費一部負担金 助成事業基金	3,090 万 1 千円	1,813 万円	499 万 1 千円
	ふるさと応援基金	1,469 万 5 千円	1,730 万円	2,470 万 3 千円
	C A T V 加入促進 事業基金	2,851 万 1 千円	2,582 万 5 千円	2,083 万 4 千円
	外国語活動推進事業基金	2,842 万 3 千円	2,005 万 8 千円	1,174 万 7 千円
	周防大島高等学校通学支 援費給付基金	0 円	0 円	3,050 万 7 千円
特別会計	国民健康保険基金	5,079 万 2 千円	5,080 万 9 千円	5,081 万 8 千円
	介護給付費準備基金	7,250 万 5 千円	7,572 万 3 千円	4,517 万 8 千円
総 合 計		67 億 8,568 万円	70 億 4,514 万 1 千円	65 億 355 万円

◆一般会計・特別会計当初予算

会 計 名	予 算 額
一 般 会 計	139 億 200 万円
国民健康保険 事業特別会計	38 億 4,958 万 2 千円
後期高齢者医療 事業特別会計	4 億 4,730 万 4 千円
介 護 保 険 事 業 特 別 会 計	34 億 606 万 9 千円
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	10 億 2,257 万円
下水道事業特別会計	9 億 7,448 万 5 千円
農業集落排水 事業特別会計	3 億 3,196 万円
漁業集落排水 事業特別会計	3,864 万円
渡船事業特別会計	8,500 万 1 千円
合 計	240 億 5,761 万 1 千円

◆地方債の状況

区 分	平成 26 年度末現在高	平成 27 年度末現在高 (見込み)	平成 28 年度末現在高 (見込み)
一般会計	190 億 6,003 万 8 千円	183 億 9,119 万 2 千円	176 億 3,686 万 9 千円
特別会計	153 億 4,691 万 6 千円	152 億 8,888 万円	161 億 9,117 万 4 千円
簡易水道事業	24 億 3,676 万 4 千円	23 億 4,095 万 2 千円	23 億 2,939 万 8 千円
下水道事業	19 億 2,295 万 4 千円	20 億 312 万 8 千円	23 億 8,154 万 4 千円
農業集落排水事業	19 億 4,326 万 5 千円	18 億 7,983 万 5 千円	18 億 2,437 万 6 千円
漁業集落排水事業	1 億 5,970 万 3 千円	1 億 5,053 万 3 千円	1 億 4,115 万 2 千円
渡船事業	26 万 1 千円	13 万 2 千円	0 円
公営企業 (病院)	88 億 8,396 万 9 千円	89 億 1,430 万円	95 億 1,470 万 4 千円
合 計	344 億 695 万 4 千円	336 億 8,007 万 2 千円	338 億 2,804 万 3 千円

公 営 企 業 会 計 (病 院)	予 算 額
収 益 的 収 入	56 億 1,947 万 2 千円
収 益 的 支 出	56 億 1,918 万 2 千円
資 本 的 収 入	8 億 8,880 万円
資 本 的 支 出	14 億 1,223 万 3 千円

5月1日～6月30日

全国一斉大麻・けし撲滅運動

大麻、植えてはいけないけしを発見した場合や見分け方が分からないときは…

■柳井健康福祉センター ☎0820 (22) 3631
■周防大島幹部交番 ☎0820 (72) 0110

麻薬の中で、乱用されて社会問題となるのが、けしから取れるアヘンやモルヒネです。

けしの中でも、「おにげし」や「ひなげし」などは、麻薬成分を含んでおらず観賞用として植えても良いのですが、「セティゲルム種」、「ソムニフェルム種」のけしや「ハカマオニゲシ」は麻薬成分を含んでおり、勝手に植えてはいけません。

また、大麻 (あさ) も麻酔性の成分を含んでいるため、勝手に植えることはできません。

なお、平成 27 年度は、期間中に県下 122 か所において、約 18,000 本もの植えてはいけないけしが発見されました。



■セティゲルム種、ソムニフェルム種の見分け方

- 全体が白っぽい緑色である。
- 葉のまわりの切れ込みが浅く、つけ根が茎を抱きこんでいる。
- 一重咲きの花は、花びら 4 枚で、色は赤、桃、紫、白などがある。また、多数の花びらがついた八重咲きの花もある。



■ハカマオニゲシの見分け方

- 花の色が深紅色である。
- 花の下に 4～8 個のハカマ (苞葉：ほうよう) がある。
- 花びらの基部に黒紫色の斑点がある。



■大麻の見分け方

- 葉にノコギリ状の切れ込みがある。
- 葉は 3～9 枚の小葉が集まり手のひらのような形をしている。

町職員の異動

平成28年4月1日付 () 内は旧所属

【部長級】

▼健康福祉部長 平田勝宏(商工観光課長)▼環境生活部長 佐々木義光(総務課長)▼大島総合支所長 奥村正博(蒲野保育所長)▼東和総合支所長 中田兼歳(水産課長)

【課長級】

▼議事課長兼班長 大川博(農林課土地改良班長)▼総務課長 中村満男(財政課長)▼財政課長 重富孝雄(財政課財政班長)▼福祉課長 橋本実(福祉課生活支援班長)▼蒲野保育所長 浜野和人(福祉課長)▼商工観光課長 大川渉(商工観光課体験交流推進班長)▼水産課長 瀬川洋介(水産課水産班長)▼生活衛生課長 西村博明(介護保険課介護保険班長)

【班長級】

▼会計課出納班長 村田真弓(福祉課)▼財政課財政班長 松田知亮(農林課)▼税務課徴収対策班長 中野賢一(生活衛生課)▼健康増進課健康づくり班長 地田幸代(健康増進課)▼福祉課生活支援班長 中村晴彦(税務課徴収対策班長)▼介護保険課介護保険班長 井上和子(介護保険課)

▼地域包括支援センター長 濱中靖夫(総務課)▼商工観光課体験交流推進班長 田中政彦(生活衛生課)▼農林課土地改良班長 行田一生(社会教育課)▼水産課水産班長 枝川和雄(上下水道課水道班長)▼上下水道課水道班長 岡原伸二(上下水道課)▼東和総合支所総合窓口班長 小方享一(東和総合支所)▼東和総合支所地域支援班長 西村幸人(東和総合支所)

▼政策企画課 平田剛(社会教育課)▼総務課 松尾宇晃(会計課)▼総務課 松岡志朗(橋総合支所)▼財政課 村田孝二(政策企画課)▼税務課 宇都智美(福祉課)▼税務課 木下夏希(福祉課)▼税務課 得田匠(農林課)

【一般職】

○総務部

▼契約監理課 濱岡聡(福祉課)▼健康福祉部

○健康福祉部

▼健康増進課 弘茂直美(税務課)▼福祉課 西村加代子(上下水道課)▼福祉課 堀脇国輝(財政課)▼福祉課 兼田昇(生活衛生課)

○産業建設部

▼商工観光課 清水直美(社会教育課)▼農林課 市川貴志(社会教育課)

水産課 村田朋行(税務課)

○環境生活部

▼生活衛生課 神戸和雅(福祉課)▼生活衛生課 天河敏夫(上下水道課)▼生活衛生課 中川好洋(大島総合支所)▼上下水道課 河口明子(税務課)▼上下水道課 江口光幸(契約監理課)▼上下水道課 飯田哲哉(商工観光課)▼上下水道課 徳吉論(水産課)▼上下水道課 垣内良子(久賀総合支所)

○総合支所

▼久賀総合支所 中司紀男(健康増進課)▼大島総合支所 浜元信之(介護保険課)▼東和総合支所 岡元博(商工観光課)▼東和総合支所 櫛部元則(上下水道課)▼橋総合支所 三之本芳恵(教育委員会総務課)▼橋総合支所 田中和仁(生活衛生課)

○教育委員会

▼教育委員会総務課 藤川寛之(総務課)▼社会教育課 奈良雅人(上下水道課)▼社会教育課 川西浩(橋総合支所)▼社会教育課 戸田真由美(橋総合支所)

【新採用】

▼会計課 中河麻実▼健康増進課 杉野祐香▼健康増進課 山田優一郎▼福祉課 福原康祐▼福祉課 三吉響子

久美保育所 迫田優▼久美保育所 山根幸恵▼介護保険課 宝満朱里▼介護保険課 弥益奈々▼商工観光課 鈴木史曜▼農林課 山根尚幸▼生活衛生課 前田勝博▼上下水道課 泉口洗平▼上下水道課 藤山宗之▼社会教育課 木村和貴

【再任用】

▼日良居出張所 竹本光博▼日良居出張所 迎智可志▼久美保育所 末広良子▼久賀公民館 政田光浩

【退職】

(平成28年3月31日付)

▼健康福祉部長 松本康男▼環境生活部長 佐川浩二▼大島総合支所長 佐本洋二▼東和総合支所長 迎智可志▼議事課長兼班長 中村和江▼生活衛生課長 政田光浩

▼会計課出納班長 近藤富美子▼健康増進課健康づくり班長 川口雅枝▼介護保険課地域包括支援センター長 守田美幸▼介護保険課主任保健師 松本千恵子▼東和総合支所総合窓口班長 池田藤雄▼東和総合支所地域支援班長 脇良明▼社会教育課橋地区生涯学習班長 濱本一郎▼健康増進課 酒井仁美▼久美保育所 末広良子

【異動・採用】（ ）内は旧所属

○東和病院

▼病院長 村上哲朗（新採用）▼内科
 医師 西原聡志（新採用）▼副総看護
 師長 徳重美江（新採用）▼副総看護
 師長兼看護師長 真田直視（大島病院
 副総看護師長兼看護師長）▼看護師

大西美加（新採用）桶本茄鈴（新採用）
 世良勝也（新採用）寺戸弥生（新採用）
 善弘美穂（新採用）矢野みやび（新採
 用）山下彩季（新採用）寺本光里（新
 採用）

○橘病院

▼看護師 甚観光紀（新採用）濱本美
 沙（新採用）生田満昭（新採用）

○大島病院

▼内科医長 水永裕子（新採用）▼看
 護師長 西本洋子（新採用）▼副看護
 師長 和南城朝子（大島看護専門学校
 教員）▼看護師 吉川なぎさ（新採用）
 吉村義秀（新採用）▼事務 村井一品
 （橘病院事務）

○さざなみ苑

▼事務長 高城広（さざなみ苑事務長
 心得）

【退職】（ ）内は旧所属

▼医師 篠原孝宏（東和病院）▼看護
 師 原田奈美（東和病院）永田郁美（東
 和病院）甚観芳美（東和病院）藤永浩
 晃（東和病院）古谷佑子（橘病院）上
 河内ゆうこ（橘病院）末田沙耶香（橘
 病院）

低所得の高齢者向けの 年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引き上げの恩恵が及びにくい高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る観点に立ち、社会保障・税一体改革の一環として平成29年度から実施される年金生活者支援給付金の前倒し的な位置づけとなることも踏まえ、また、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、低所得の高齢者を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金が支給されます。

◆支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方（※）が対象です。

※平成28年度中に65歳以上となる方とは、平成29年3月31日までに65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）です。

《参考：平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者》

平成27年1月1日現在で周防大島町に住民登録があり、平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

ただし、次のいずれか該当する場合は対象外です。

- (1) 税扶養されている方は、扶養している方が課税されている場合。
- (2) 生活保護制度の被保護者となっている場合。

確認じゃ！



申請じゃ！

◆支給額 対象者1人につき 30,000円

◆申請方法 支給対象者と思われる方（世帯）には、平成28年4月中旬ごろから、順次申請書等を送付します。

支給要件に該当する方は、必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて、申請期間内に福祉課又は最寄りの総合支所・出張所へ提出してください。

◆申請期間 4月20日～7月19日

◆問い合わせ

- ・制度に関するお問い合わせ 厚生労働省 専用ダイヤル ☎0570(037)192
- ・申請方法に関するお問い合わせ 周防大島町役場 福祉課 ☎0820(77)5505



「低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、福祉課☎0820(77)5505や周防大島幹部交番☎0820(72)0110（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

広島広域都市圏で 新たな連携に取り組みます

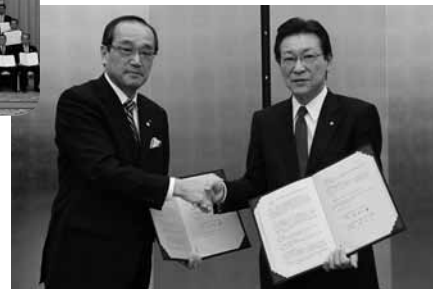
人口減少や少子高齢化が全国的な課題となる中、本町が持続的に発展するためには、イベント情報の広報や職員研修の共同実施、プロスポーツの共同応援など、これまで広島広域都市圏の24市町で進めてきた連携や交流を基に、各市町の強みを伸ばし弱みを相互に補うための施策を、他の市町と連携しながら実施していく必要があります。

「ヒト・モノ・カネ・情報が巡る都市圏」「どこに住んでも安心で暮らしやすい都市圏」「住民の満足度が高い行政サービスを展開できる都市圏」の実現を目指す広域都市圏としての取組と、先日策定した本町の総合戦略に掲げた取組を併せて実施していくことで、人口減少に歯止めを掛け、本町の将来にわたる発展を図っていきます。

■問い合わせ
政策企画課
☎0820(74)1007



広島広域都市圏
PRキャラクター
広島都市犬『はっぴー』



▲広島市の松井一實市長（写真左）と握手を交わす椎木町長

周防大島町と広島市は、広島広域都市圏の取組を着実に進めていくため、それぞれの議会の議決を経て、3月30日、広島市内において、関係市長・町長が出席し「連携協約」を締結しました。今後は、連携の基本的な方針と役割分担を定めたこの協約に基づき、取組を進めていきます。

やない警

新入学時期の交通事故防止

新学期を迎え、ピカピカのランドセルを背負い、元気いっぱいに通学する新入学生の姿は大変ほほえましいものです。

その笑顔をいつまでも保つために、交通事故の被害に遭わないよう、学校、家庭でも「危険なこと」を子供と一緒に考えてみましょう。

【例えば・・・】

- ☆道路の向こうに友達がいる、いきなり車道に飛び出したら「危険！」
- ☆信号は赤信号、でも車が見えないから渡っちゃえ、は「危険！」
- ☆道路で友達と遊びながら歩くのは「危険！」

他にも「危険なこと」はいっぱいあります。通学路を一緒に歩いて危険な場所を点検し、親子で交通安全について話し合みましょう。



察署だよ

無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）サービスの提供を始めました

周防大島町を訪れる外国人観光客や周遊者、町民など誰でもスマートフォンやタブレットなどから無料でインターネットに接続できる通信環境を整備することにより、来訪者等の周遊・滞在を促進するため、町内の観光施設や公共施設で無料公衆無線LAN（フリーWi-Fi）サービス提供を始めました。



また、災害発生時には、メールアドレスの登録を行うことなく誰でも無制限でWi-Fiを利用できます。

■アクセスポイント設置場所

日本ハワイ移民資料館、久賀ふるさと館（周防大島観光協会）、道の駅サザンセトとうわ、竜崎温泉、役場大島庁舎

■ご利用にあたって

Wi-Fi対応機器が必要です。機種により利用できない場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007

中学校統合に関する協議内容について

教育委員会では、中学校統合アンケート調査結果に基づき、まず、各小中学校に設置されている学校運営協議会から中学校統合に係る協議を始めました。その協議を2月に行いましたので、内容をお知らせします。

1. 各小中学校学校運営協議会に対する説明会開催状況

2月18日～2月24日の間に町内5会場において開催し、出席委員数合計103人で出席率57・9%でした。(学校運営協議会は、平成16年6月の

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により設置された組織で、学校運営に地域の方や保護者が参加する仕組みです。)

2. 教育委員会からの説明の概要

説明会では、最初に、教育委員会からアンケート調査結果について説明し、その後、たたき台(案)を示しました。これは、たたき台(案)への賛同を求めているのではな

3. 説明会で出された意見

5地区の説明会で出された全ての意見を、賛成系・反対系・その他で分けると次のようになりまます。

(賛成系意見) 17件・(反対系意見) 11件・(その他) 17件
全体を通じての主な意見の概略は以下のとおりです。

▼賛成系意見

・人は人の中で育ちます。人数もクラスも多い方が良い。育つのは子どもであって大人ではない。
・統合の決まった学校は町の

生徒を全て引受けるのだから、全体を考えてしっかりいるんなことを考慮するような土台作りをしてほしい。
・統合して部活動を選択できるまでにして欲しい。
・学力をつけさせてあげるためにはどうしたらいいかという所に視点を当ててほしい。

▼反対系意見

・教育論のみでなく、人口減少とかもつと時代の背景を考慮すべきと思う。
・今後統合を進め地域から学校が無くなると、人口減の加速度が増すように思う。

【教育委員会のたたき台(案)】

- (1) 統合するのであれば、1校と考える。
- (2) 統合賛成系の意見では、統合校舎を久賀中校舎とする割合が、全ての調査対象者で最も多くなっているので、統合校舎は、久賀中校舎を想定する。
- (3) 中学校統合は平成29年4月1日にこだわらない。
- (4) 保護者や地域、学校の声を集約する場として、学校統合についてまず学校運営協議会で協議していただく。

協議して意見集約をお願いしたいことは、

- ①校区の子どもたちが、どのような子どもたちに育って欲しいのか。
- ②町内全体の子どもたちが、どのような子どもたちに育って欲しいのか。
- ③育って欲しいと願うように、子どもたちが育つには、どのような学校がよいのか。どのような学校規模がよいのか。
- ④教育委員会のたたき台(案)「中学校を統合するなら1校に」についてどう考えるか。
- ⑤統合賛成系の意見を踏まえて、統合校舎を久賀中校舎と想定することについてどう考えるか。
- ⑥統合するとしたら、時期はいつがよいのか。
- ⑦その他(提案等)

上記7項目について、平成28年11月を目途に各学校運営協議会での意見集約をお願いしました。

・1校案は絶対変わらないのか。通学格差を考えたなら2校案は考えられないのか。

▼その他

・11月まで教育委員会は何もしないのか。中学校のモデル案を模索し示すべきである。
・各学校運営協議会での協議の後に、素案を持ち寄り町全体で協議できる「場」を設定してほしい。

今後、この協議内容を踏まえた上で、教育委員会が中心となり町長や議会と協議しながら統合の進め方について検討してまいります。

■問い合わせ

教育委員会 総務課

☎08220(78)0700



四境の役 150周年記念講演会 兵の詩学 ～幕末・維新の近代軍制～

日時 5月10日(火) 午後1時30分～3時20分
会場 橘総合センター
講師 竹本知行氏 (大和大学政治経済学部専任講師)

四境の役 150周年記念大島丸講座 四境の役から150年を経て ～海から見る大島口の戦い 丙寅丸の航跡を辿る～

日時 5月17日(火) 午後1時30分～4時30分
集合 大島商船高等専門学校 (周防大島町大字小松 1091-1)
内容 練習船大島丸に乗って、高杉晋作が乗船した丙寅丸の航路をたどり、丙寅丸や幕府軍艦の視点から大島口の戦闘状況を解説します。
対象 周防大島町に在住の一般の方 (30名まで)
申込者多数の場合は、抽選とさせていただきます。
申込方法 メール、FAX、電話にてお申し込みください。
受付期間 4月25日(月) 午前9時～5月6日(金) 正午(必着)
※電話の受付は平日のみ。
※詳しくは商船高専のホームページをご覧ください。
<http://www.oshima-k.ac.jp/school/topicstop/shikyo.html>
問い合わせ 大島商船高等専門学校総務課企画・図書情報係
☎ 0820 (74) 5521
FAX 0820 (74) 5552
E-mail kikaku@oshima-k.ac.jp

四境の役 150周年シンポジウム

日時 6月4日(土)
会場 大島文化センター
講師 一坂太郎 (萩博物館高杉晋作資料室長)
シンポジウム パネラー：永本隆道氏、新山玄雄氏
コーディネーター：田口由香氏
内容 オープニングセレモニー、基調講演、DVD上映など



久賀八幡生涯学習のむらを四境の役情報発信の拠点とし、パネル展示やDVDの上映を行っています。

〈パネル展示〉学びの間にて・入場無料 9:00～16:30 月曜休館日 (6月28日(火)まで)



大洲鉄然

月性

榑崎剛十郎

世良修蔵

高杉晋作

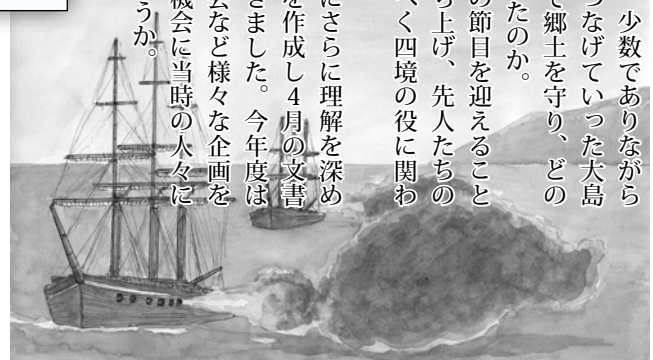
四境の役 大島丸の戦い

四境の役150周年記念事業実行委員会からのお知らせ

明治維新の先駆けとなった四境の役。取り分けこの周防大島を舞台に繰り広げられた大島口の戦いは四境の役でも最初の戦いであり、武士だけでなく島民一丸となって活躍した戦いでもあります。

幕府軍の圧倒的な勢力に対し、少数でありながら劣勢を跳ね返し、明治維新へとつなげていった大島口の戦い。島の人々がいかにして郷土を守り、どのようにして時代を切り開いていったのか。今年度は四境の役から150年の節目を迎えることから、昨年度に実行委員会を立ち上げ、先人たちの足跡を顕彰し、次代へ継承するべく四境の役に関する様々な事業を展開しています。

そのひとつとして、皆さま方にさらに理解を深めていただくため、リーフレットを作成し4月の文書配布で全戸へ配布させていただきました。今年度はこの他にも、パネル展示や講演会など様々な企画を予定していますので、ぜひこの機会に当時の火々に想いを馳せてみてはいかがでしょうか。



お問い合わせ
社会教育課
☎ 0820 (78) 2205

- パネル展示
 - ・大島文化センター(終了)
 - ・橘総合センター(終了)
 - ・宮本常一記念館(終了)
 - ・八幡生涯学習のむら(開催中)
- DVD・リーフレット作成
 - ・町内小中学校の教材用等としてDVDを作成。リーフレットは全戸配布。
- 史跡の整備(周辺整備や説明看板、誘導看板の整備)
- ・「四境の役三ツ石両軍戦死者の墓」(嘉納山の麓)
- ・幕府軍が上陸した「宗光上陸地点」
- ・砲撃を受けた跡の残る「浄西寺」等
- 広報活動
 - ・町ホームページに専用ページを掲載
 - ・町広報へのコラム掲載
 - ・ロゴマーク、ロゴタイプ、のぼりを作成
 - ・町内小中学校の児童生徒を対象にアンケートを実施
- 関係団体との連携
 - ・維新史回廊推進協議会、月性顕彰会、和木町四境の役150周年記念行事実行委員会との相互連携により、町内外へ広くPR等を実施する予定。

漢字一文字に込めた立志の誓い (久賀中学校)

2月12日、立志式にて2年生30人が、漢字一文字に込めた立志の誓いを1分程度で発表しました。全校生徒、保護者等の視線が集まり緊張感が高まる中、30名全員が堂々と語る姿に感動しました。また、学校運営協議会中村会長と久賀保育園の三谷園長から、久賀中学校の卒業生として、人生の先輩として、2年生に、あたたかい励ましや応援メッセージをいただきました。生徒一人ひとりの志と、地域の方の願いや期待が響き合う立志式となりました。



▲ 30人の30文字が集結した立志式

町内で活躍する先輩たちと語り合う 「校内ハローワーク」 (大島中学校)

12月7日、1年生・2年生合同によるキャリア教育「校内ハローワーク」が行われました。志を果たしに周防大島町へUIターンし、養蜂業、イラストレーター、学習塾、バラ園、みかん農家、花屋で活躍する20代・30代の方々と、生徒たちが輪になりワイワイと語り合っていました。働く意義や楽しさ、そして学校での学習の大切さを一人ひとりが考えることができました。この様子は、ケーブルTVの周防大島チャンネルで放送されました。



▲輪になり近い距離で語り合う中学生たち

■問い合わせ 学校教育課 ☎0820(78)2204

四境の役一五〇周年連載コラム ⑫

大島商船高等専門学校 准教授 田口由香

▼松山藩との戦後交渉

松山藩軍が大島から撤退した後、松山藩内では長州藩が攻めてくるのではないかと不安が広がりました。日尾八幡宮神主の三輪田米山は、「イギリス船が三津に停泊しており、長州藩の蒸気船ではないかと大いに騒動になる」と記しています。「米山日記」『松山市史資料集 第八巻』所収)

慶応二年(一八六六年)九月二日、將軍徳川家茂が七月に急死したため休戦協定が結ばれましたが、松山藩政府は再び長州藩と戦争になることを避けるため、大島に使者を派遣することにしました。松山藩使者の奥平貞幹が記した「月窓之巻」(愛媛県立図書館所蔵、『山口県史料編 幕末維新4』所収)によると、十一月十五日に小松開作で行われた交渉では、安下庄において松山藩軍が「民家を焼き立て、家財等紛散せしめ、無作法」を働いたことを謝罪して、長州藩内の松山藩への怒りを鎮めるように依頼しています。

それに対して、長州藩は今後は幕府の出兵命令に従わないことを求めましたが、松山藩は幕府の嫌疑に触れることを避け、交渉は平行線をたどりましました。交渉は防府宮市の脇本陣市川家などに場所を移して翌年三月まで行われましたが、両藩の和解には至りませんでした。この交渉での姿勢が、王政復古前後の松山藩の立場を決定づけたと言えます。

◎今回は最終回「四境の役と明治維新」についてです。



▲「月窓之巻」(愛媛県立図書館所蔵)

消費生活センターがスタートしました

複雑化・深刻化する消費生活相談に、より適切に対応するため、サザンセト1市4町が連携して広域消費生活センターを設置し、平成28年4月1日から業務を開始いたしました。

柳井地区広域消費生活センターは、周防大島町、柳井市、上関町、田布施町、平生町にお住まいの方々の消費生活相談を受付けます。

【消費生活センターとは…】

消費生活に関する専門の相談員が、訪問販売や電話勧誘のトラブル、多重債務問題、製品事故などの相談について解決を図るのにふさわしい手続きや、情報の提供、事業者との話し合いのあっせん、適切な機関への紹介などを行います。また、消費者啓発講座も行っています。お気軽にご相談ください。



困ったときは消費生活センターにご相談ください。
柳井地区広域消費生活センター
☎ 0820 (22) 2125



【相談窓口のご案内】

☎ 0820 (22) 2125 (直通)

場所 柳井市役所3階 商工観光課内

相談日 月～金(祝日・年末年始を除く)

相談時間 午前8時30分～午後5時15分(相談受付は午後5時まで)

【ご相談いただくときのポイント】

ご相談いただく場合には、あらかじめ次のような点を整理しておかれると、相談がスムーズに進みます。業者が持ってきたものは全部保管しておくようにしましょう。

相談時に整理しておきたいポイント

- ・ 契約年月日
- ・ 契約した場所、状況
- ・ 商品、サービスの名称
- ・ 契約した会社等の名称、担当者、連絡先
- ・ 契約金額
- ・ 業者の勧誘や説明内容
- ・ 契約書面、パンフレットなど

田畑の農作物をイノシシなどの有害鳥獣から守るため防護柵資材費を補助します

申請されてから承認するまでに10日程度要しますので、早めに申請してください。

また、資材購入後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

■ 補助の対象となる資材

有害鳥獣による農作物等の被害防止対策のために設置する電気柵、防護ネット、金網柵、トタン柵等の防護柵の資材

■ 補助の対象地

町内の耕作地であれば、面積要件はありません。(ただし、電気柵の設置については、面積200㎡以上)

※所有者または耕作者が町外の方でも申請できます。

■ 補助金の額

○ 補助金の額は、防護柵の設置に要した資材費の2分の1以内(千円未満切り捨て)。

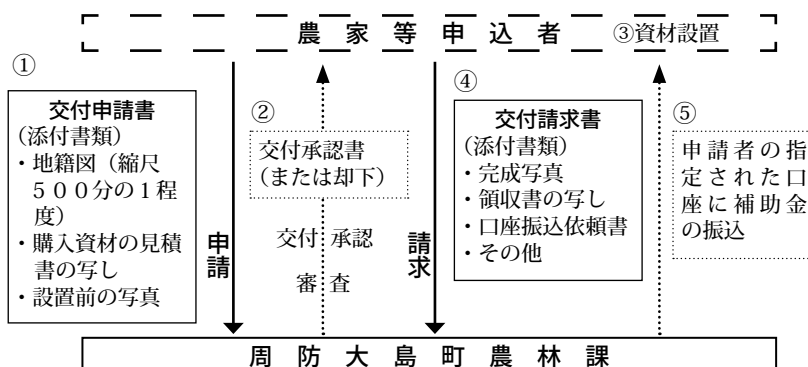
○ 1件あたり5万円が上限。

※ただし、平成25年度～平成27年度に補助金を受けて設置済みの耕作地については、補助金の申請はできません。

■ 問い合わせ

農林課農林振興班
☎ 0820 (79) 1002

事務手続きフロー図



受章

◆瑞宝単光章

森山亀春さん（地家室）
（元東和町消防団分団長）



表彰

◆文部科学大臣表彰

第68回全国優良公民館表彰

東和総合センター

農業体験を織り交ぜた放課後子ども教室や多種多様な生涯学習講座などの活動が認められました。

道の駅サザンセットとうわ

チャレンジショップ出店を募集します

あらたに起業を目指す活力ある元気

な者の観光拠点地の商業活動への参入環境づくりを図るとともに、観光拠点地の更なる交流とにぎわいの場をつくり、活性化を図ることを目的として、周防大島町総合交流ターミナル施設（道の駅）構内で実施するチャレンジショップ出店の募集をします。

■事業主体・管理責任者

商工観光課

周防大島町総合交流ターミナル指定管理者

■名称

チャレンジショップ道の駅サザンセットとうわ

■住所

周防大島町大字西方1958-77

■応募店舗数

5店舗（1店舗当たり9・94㎡）

■応募業種

農産物・同加工品（農業者）、海産物・同加工品（漁業者）、物販（小売業者）

■入居開始予定

平成29年4月中旬以降

■使用料

使用料（建物等）は月額1万円とす

る。（消費税を含む。）

※使用料、水道料、電気料の納入は道の駅「指定管理者」において徴収する。

■契約

町と出店者との間で3年間の契約期間で賃貸借契約を締結し、出店期間は、原則最長2期連続までとする。

■応募資格

①新規起業者であること

②周防大島町に住所を有する者

③個人、グループまたは法人

④町税を滞納していない者

⑤申込者またはその者の関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

⑥地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

⑦地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

⑧民事再生法第21条第1項または第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。

⑨会社更生法第17条第1項または第2項の規定による更正手続き開始の申立てをなされていない者であること。

⑩チャレンジショップ道の駅サザンセットとうわの現出店者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

■応募書類

①出店応募申込書

②事業計画（企画）書

③収支予算書

④団体等調書

※様式は町ホームページからダウンロードできます。

■提出先および申込期間

○提出場所

〒742-2301

周防大島町大字久賀5134（久賀庁舎1階）

周防大島町役場産業建設部 商工観光課 公共施設管理班

光課 公共施設管理班

○提出方法

直接持参（郵送不可）

○申込期間

5月20日（金）～6月20日（月）

平日午前9時～午後5時

※申込期間終了後は、いかなる理由があっても受け付けませんのでご注意ください。

※新規起業者の取扱い、その他募集について詳しくは、町ホームページをご覧ください。商工観光課までお問い合わせください。

○申し込み・問い合わせ

商工観光課 公共施設管理班

☎0820（79）1003

がん検診

がん検診が受けやすくなっています

町では、できるだけ多くの方にがん検診を受けていただくため、昨年度に引き続き、肺がん検診の夕方検診や出前検診、大腸がん検診の容器常時配付、無料クーポン券対象者へ容器の郵送など行っています。これまでに一度も検診を受けたことがない方、最近受けていない方は、今年は必ずがん検診を受けてください。

『子宮頸がん検診』の個別検診を始めます

今まで個別検診は無料クーポン券対象者のみでしたが、今年度から20歳から40歳までの方は、『集団検診』と『個別検診』のどちらかを選べるようになりました。

対象者	20歳～40歳の女性
検診期間	5月2日～平成29年3月31日
医療機関	医療法人 優クリニック（柳井市中央1丁目8-8） ☎0820（22）0317
検診料金	1,500円
予約	不要 ※診療時間内に直接医療機関にお越しください。
持参するもの	居住地および生年月日が確認できるもの（健康保険証・運転免許証等）、受診票（医療機関にもあります）

今年度はさらに受けやすく！

がんは周防大島町の死因の第1位で、4人に1人ががんで亡くなっており、町の検診でも毎年がんが発見されています。ほとんどの方が検診を受けた時は自覚症状がなかった方々で、がんはとても身近で自覚症状がない病気になることがよく分かります。早く見つければ、ほとんどのがんは8割以上治ると言われています。他の臓器に転移していると言われていると、自覚症状がなくても、自覚症状のない時から定期的に検診を受けることが重要です。



■問い合わせ
健康増進課 健康づくり班
☎0820（73）5504

柔道整復師の施術を受けられる方へ
～ 接骨院・整骨院等のかかり方～

ご存じですか？
健康保険が利用できるのは、
外傷性のケガの場合だけです！

国民健康保険および後期高齢者医療保険の
被保険者の皆さまへ

- 接骨院・整骨院で受ける施術には、「健康保険が使える場合」と「使えない場合」が法律により定められています。
- 健康保険の療養費は、皆さんの貴重な保険料等から支払われます。医療費（保険給付費）の適切な支給のため、適正受診にご協力ください。
- 健康保険が使える場合**
- ねん挫
 - 打撲
 - 肉離れ
 - 骨折・脱臼（応急手当でできない場合は医師の同意書が必要）
- 健康保険が使用できない場合の例（全額自己負担）**
- 神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなどの、病気が原因の痛み
 - 加齢や疲労からくる肩こり・腰痛、脳疾患後遺症などの慢性的症状

- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
 - 症状の改善が見られない、長期にわたる漫然とした施術
 - 保険医療機関（病院、診療所など）で治療中のものなど
- かかるときの注意事項**
- ◆施術を受ける前に、負傷原因を正確に伝えましょう。
 - ◆長期にわたる施術を受けても痛みが続く場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
 - ◆領収書は必ずもらいましょう。（※領収書は医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大事に保管してください）
 - ◆同一の負傷について、同時期に外科・整形外科の治療と柔道整復師の施術を受けた場合、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担（保険が使えない）となります。
 - ※不適切な請求が行われた場合、被保険者の皆さんも不利益を被ることがありますので、注意事項を守って正しく利用しましょう。

その他（お願い）

↳ 治療内容について保険者または町よりお尋ねすることがあります。

適切な療養費の支給に向けて、施術日や施術内容等を照会させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ
健康増進課 医療保険班
☎0820（73）5502

今日から「+ 10（プラス・テン）」を始めませんか。

1日のうちどのくらい体を動かしていますか。生活が便利になり動く機会も少なくなったことで、15歳以上の男女の1日の平均歩数は10年間で1000歩（10分の活動に相当）も減少しています。普段から元気に体を動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、ロコモ*、うつ、認知症などになるリスクを下げることができます。体を動かす機会は普段の生活の中にたくさんあります。若い人も高齢の人も運動習慣がある人もない人も、まずは減った歩数分「10分」今より多く体を動かすことから始め、少しずつ目標時間まで増やしましょう。



キャッチフレーズ「+ 10（プラス・テン）」今より10分多く体を動かしましょう

【体を動かす目標】（健康づくりのための身体活動指針より）

18～64歳	元気に体を動かして 1日60分
65歳以上	じっとしていないで 1日40分

*ロコモティブシンドローム（通称：ロコモ）

骨、筋肉、関節などの運動器に障害が起こり、「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態。進行すると日常生活にも支障が生じ、寝たきりなどになる危険が高くなる。

※筋力トレーニングやスポーツなどが含まれるとなお効果的です。

●ちょび塩クイズ

「+ 10」を1年間継続すると、60 kgの場合体重は何kg減るでしょう。（答えは21ページに掲載）

- ① 0.5 kg ② 1.5 kg ③ 3.0 kg

■問い合わせ

健康増進課 健康づくり班

☎0820（73）5504

ダニ媒介性疾患の予防について

病原体を有するマダニやツツガムシにかまれると、感染症にかかることがあります。

マダニやツツガムシは、特に春から秋にかけて活動が活発になります。屋外で活動するときには、次のことに注意しましょう。

【予防策等】

- ①ダニに咬まれないことが重要です。
- ②山や野原の他、公園、住宅地の庭などにもダニがいることがありますので、剪定や草取り等の際には注意してください。
- ③やぶや草むらなど、ダニの生息する場所に入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴下・靴を着用等、肌の露出を少なくすることが大切です。
- ④屋外活動後にはダニに咬まれていないか確認してください。帰宅後すぐに服を着替えたり、体をシャワーで洗い流すと有効です。
- ⑤やぶ等で、犬や猫などの動物にダニが付くことがあります。除去には、目の細かいクシをかけると効果的です。ダニ駆除薬もありますので獣医師にご相談ください。
- ⑥吸血中のダニに気がついた際には、できるだけ医療機関で処置してください。（自分でダニをつぶさないようにしてください）
- ⑦ダニに咬まれた後に、発熱等の症状があった場合は、医療機関を受診してください。

蚊が媒介する感染症の予防について

デング熱、ジカウイルス感染症及び日本脳炎等の蚊を介した感染症は、ウイルスをもった蚊に刺されることによつて起こります。

蚊を介した感染症の流行地域を訪れるときは、十分に注意し、予防対策を行うとともに、国内であっても日ごろから蚊の対策を心がけるようにしましょう。

もし、流行地域から帰国し、発熱、倦怠感等の症状がある場合には、医療機関を受診し、医師に渡航先等を伝えてください。

蚊を介した感染症は、蚊に刺されないための対策が大切です。予防策として、次のことに注意しましょう。

【予防策等】

- ①流行地域では、長袖、長ズボンや着用、蚊の忌避剤を使用し、蚊に刺されないように注意しましょう。
- ②特に、蚊が多く発生する夕方から夜間にかけて外出する場合や、草むらなどに入る場合などは、蚊に刺されないように注意してください。
- ③ジカウイルス感染症については、妊婦の方の流行地への渡航を控えてください。やむを得ず渡航する場合は、主治医と相談の上で、厳密な防蚊対策を講じることが必要です。

■問い合わせ

山口県柳井健康福祉センター 健康増進課

☎0820（22）3631

平成 28 年度の保育関係事業を紹介します

①保育料を軽減しています

▼保育料同時入所 2 人目以降無料化事業（継続）

同一世帯の就学前児童が町内の保育所に 2 人以上同時に入所する場合、保育料の負担は 1 人目のみとなり、2 人目以降は無料とする保育料同時入所 2 人目以降無料化事業を継続実施します。

▼町の単独事業で保育料の減額を行っています（継続）

平成 28 年度の町保育料と国の基準保育料との比較は表のとおりです。

（単位：円）

各月初日の児童の属する世帯の階層区分		3 歳未満児【3 号認定】			3 歳以上児【2 号認定】		
階層区分	定 義	国基準保育料		町保育料	国基準保育料		町保育料
		保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方	保育標準時間の方	保育短時間の方	保育標準時間・保育短時間の方
第 1 階層	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0
第 2 階層	町民税非課税世帯	9,000	9,000	4,700	6,000	6,000	3,000
	町民税非課税世帯（第 2 子）	4,500	4,500	2,350	3,000	3,000	1,500
	町民税非課税世帯（ひとり親世帯等）	0	0	0	0	0	0
第 3 階層	48,600 円未満	19,500	19,300	13,600	16,500	16,300	11,500
	48,600 円未満（第 2 子）	9,750	9,650	6,800	8,250	8,150	5,750
	48,600 円未満（ひとり親世帯等）	9,250	9,150	4,350	7,750	7,650	3,700
第 4 階層	町民税所得割課税額 48,600 円以上 97,000 円未満	30,000	29,600	21,000	27,000	26,600	18,900
	48,600 円以上 57,700 円未満（第 2 子）	15,000	14,800	10,500	13,500	13,300	9,450
	48,600 円以上 77,101 円（ひとり親世帯等）	15,000	14,800	10,500	13,500	13,300	9,450
第 5 階層	97,000 円以上 169,000 円未満	44,500	43,900	31,100	41,500	40,900	29,000
第 6 階層	169,000 円以上 301,000 円未満	61,000	60,100	37,000	58,000	57,100	34,800
第 7 階層	301,000 円以上 397,000 円未満	80,000	78,800	47,000	77,000	75,800	36,700
第 8 階層	397,000 円以上	104,000	102,400	61,100	101,000	99,400	47,800

※町民税の課税額により決定します。

4 月～8 月分の保育料は平成 27 年度の町民税額、9 月～3 月分までは平成 28 年度の町民税額。

※本年度より、所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等の第 2 子以降の児童が入所する場合、所得割課税額 57,700 円未満の世帯の第 3 子以降の児童が入所する場合、保育料は無料となります。

※修正申告をしたときや、家庭の事情などが変わったとき（再婚・離婚など）、保育料が変わることがありますので、福祉課へお届けください。

▼多子世帯保育料等軽減事業（継続）

第 3 子目以降の児童が入所する場合、階層区分により保育料の軽減を行っています。

階層区分	保育料月額	階層区分	保育料月額
第 2～4 階層	無 料	第 5～8 階層	半 額

▼保育料の軽減（国基準保育料からの軽減）

本町では、町単独による保育料の減額（上記基準額表）、多子世帯保育料等軽減事業、保育所同時入所 2 人目以降の保育料を無料にすることで、国の基準保育料と比較して総額 6,644 万 5 千円（軽減率 52%）の減額を行います。

②保育所英語講師派遣事業を実施しています（継続）

町内の全保育所を対象に年間 2 4 回、幼少期から英語に慣れ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うことを目的とする保育所英語講師派遣事業を継続実施します。

◆問い合わせ 福祉課（福祉事務所） ☎ 0 8 2 0（7 7）5 5 0 5

広報すおう大島 平成 28 年（2016 年）4 月号

ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください

周防大島町では、家庭における健全な児童の養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置し、児童の養育など家庭内のさまざまな問題について、家庭相談員が相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、ひとり親家庭等に対し総合的な自立支援を行うため、母子・父子自立支援員による相談もお受けしています。

受付窓口および問い合わせ
福祉課（福祉事務所）
☎0820（77）5505
受付時間（平日のみ）
午前8時30分～午後5時15分

家庭児童相談

（家庭相談員の相談支援内容）

0歳から18歳までの子どもさんに関する心配ごとについて、家庭相談員が相談に応じています。

～こんな問題を抱えていませんか？～

- 生活・情緒・生活習慣などの悩み
- ことばの遅れ、学習の遅れなど
- 学校、保育所（園）などの生活で困った態度、不登校など
- 乱暴、家出、夜遊びなどの非行の悩み
- 子どもとの関わり方がわからない、いらいらしてつい叩いてしまう等の養育上の悩み
- 家族関係の悩み

※子どもに関することなら、何でもご相談ください。
※必要に応じて児童相談所、教育委員会、健康増進課等と連携しています。
※ご本人ご家族からだけに限らず学校、保育所（園）、近所のみなさまからのご相談にも応じています。

ひとり親家庭の相談

（母子・父子自立支援員の相談支援内容）

ひとり親家庭の皆さんや寡婦の方が抱えている様々な悩みごとについて、母子・父子自立支援員が相談に応じ、問題解決のお手伝いやアドバイスをを行います。

- 配偶者との死別、未婚、離婚などによるひとり親家庭の生活に関する相談全般
- 利用できる各種手当、制度に関する相談全般
- 子どもの高校・大学等の修学費用や父母の技能習得費用、その他貸付に関する相談
- 資格取得、職業訓練、就職活動に関する相談

※相談は無料で、個人の秘密は守られますので安心してご相談ください。
※訪問などで不在の場合もありますので、あらかじめ電話でご確認ください。電話や手紙などでも相談できます。

◆開催日時（予定）

第1回	6月25日(土)	9:00～16:40
第2回	7月9日(土)	9:30～16:40
第3回	7月23日(土)	9:30～16:40
第4回	8月6日(土)	9:30～15:40
第5回	8月20日(土)	9:30～16:40
第6回	9月3日(土)	9:30～15:40
第7回	9月17日(土)	9:30～16:40
第8回	10月1日(土)	9:30～15:40
第9回	10月8日(土)	9:30～16:40
第10回	10月29日(土)	9:30～16:40
第11回	11月12日(土)	9:30～16:40
第12回	11月26日(土)	9:30～15:00
第13回	12月10日(土)	9:30～14:40

※原則として全日程受講していただきます。
全日程受講者には修了証を交付します。
※詳細な講座内容は、受講決定者に別途お知らせします。

柳井圏域手話奉仕員養成講座
（入門課程・基礎課程）受講者募集

聴覚障害者等の生活および福祉制度等への理解と認識を深め、手話で日常会話を行うために必要な技術を習得することを目的に、柳井圏域を構成する1市4町合同で『手話奉仕員養成講座』を開講します。

- ◆場 所 柳井市文化福祉会館
- ◆定 員 25名程度（先着順）
- ◆受講料 無料（ただしテキスト代等実費負担あり）
- ◆募集期間 5月31日(火)まで（定員になり次第終了）
- ◆申し込み・問い合わせ 福祉課 ☎0820（77）5505

平成 27 年度 地域づくり活動支援事業・文化振興事業を紹介します

町では、平成 27 年度に地域づくり活動支援事業・文化振興事業を行う団体や個人に対し、活動を支援するための補助金を交付しましたので、その事業内容を紹介します。

なお、平成 28 年度の募集につきましては次ページをご覧ください。

地域づくり活動支援事業

■問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007

団体名・事業名	事業内容
周防大島を有機の島にする会 ▶有機農業の普及・新規就農者支援・有機野菜等のマーケットづくり	有機農業普及のための PR イベントの開催、耕作放棄地の草刈り、アンケート調査を実施した。
青空保育 のらっ子 ▶周防大島の自然と環境を生かしたみんなの遊び場づくり	子どもの遊び場づくりを整備するとともに、情報の整理発信を行った。
エジソククラブ ▶周防大島名水ベストテンを探す	町内のそのまま飲むことのできる川の源流、湧水、井戸水を探すとともに、非常用水源として災害時に活用できるよう調査を行った。
特定非営利活動法人 自然と釣りのネットワーク ▶ニホンアワサングの生息する地域の自然、歴史、文化を活かしたまちづくり	ニホンアワサング観察を中心にして、エコツアーを通じ地域の自然や歴史、文化を見直しそれらを守っていく活動を行った。
NPO法人 島スクエアプラス ▶小規模菜園農産物流通のしくみづくり	高齢者の生産する小規模農産物を集荷し、地域住民に供給する仕組みをつくるとともに、高齢者と子どもたちの交流の場を設けた。
大島竹トンボクラブ ▶大島竹トンボクラブの継続と発展	竹とんぼ作りを通じて子供たちの物づくり、物の成り立ちに対する関心、考える力、工夫する力の育成また、シニアの力を発揮する場の提供を行った。
「花の咲く夕日の里づくり」の会 ▶外入地域の耕作放棄地を整備し花木を植え、旧跡と景観を生かして地域の活性化を図る	耕作放棄した畑などを整備を行い花木を植え花の咲く里にし、ハイキング大会を通じ多くの人に外入を知ってもらった。
スマイルエンジョイ ▶障がい者居場所地域づくり	障がいを持つ人・その家族・地域社会で生きにくさを感じている人たちに安心ができる居場所を開設し、地域の人とともに活動した。
安下庄海の駅を目指す会 ▶世界へ発信する海の駅 - その拠点づくり -	海の駅の開設に向けた先進地視察や手作り係留施設の整備、漁業者と高校生との連携による商品開発を行った。

文化振興事業

■問い合わせ 教育委員会社会教育課 ☎0820(78)2205

団体名・事業名	事業内容
周防大島観光ボランティアガイドの会 ▶ふるさと紙芝居	道の駅サザンセトとうわで、本町に伝わる昔話や伝説を手作りの紙芝居で上演し、多くの観客とふれあい、本町へ愛着を持っていただき、交流を深めた。
周防大島ミュージックファミリー BONDZ ▶文化振興コンサート	音楽を通じて地域文化の振興・創造を目指すため、プロによる美しい演出照明が行われる中で、県内外のミュージシャンと地元の子供たちが出演するコンサートを開催した。
NPO法人 周防大島郷土大学 ▶郷土の学習事業	真の郷土人としての自覚を持つことを目的に、郷土の歴史、産業、政治、社会、文化等にわたる講義を行い、地域の振興・活性化の役割を担った。
NPO法人 周防大島ふるさとづくりのん太の会 ▶科学するココロ講演会	中学生及び小学校高学年児童を対象に日本最先端の技術開発者の講演会を開催し、科学への関心を引き出す契機をつくることができた。
周防読書塾 ▶郷土関係冊子「屋代島随想」の発行(第四集)	郷土関係冊子を発行し、忘れられかけている郷土の貴重な歴史的事象を掘り起こし、町民の郷土再認識のきっかけづくりや、郷土愛の向上に資することができた。
ふるさと学習会 ▶ふるさとの文化探究	宮本常一の本を読む会をすすめていく中でふるさとを見直す大切さを知り、現地学習や見学会、島外からの来訪者へガイドを行い、周防大島のよさを PR した。

地域づくり活動支援事業
文化振興事業
地域資源活用新ビジネス応援事業

募集期限 5月11日(水) 必着

※補助金額は、審査の結果により減額となる場合があります。
なお、平成29年2月末までに事業が終了するようにしてください。

※募集要項や様式は、町ホームページまた各総合支所で入手できますので、ご応募ください。

●地域づくり活動支援事業

町では、平成28年度に地域づくりを目的とした事業を行う団体に対し、予算の範囲内で活動を支援するための補助金を交付する事業を実施します。

◆対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体（ただし、同一内容で3年度認定を受けた事業は除く）

◆対象事業

- ①新たな個性や特性を育むネットワークやシステムを形成する事業
- ②地域の個性や特性に磨きをかける人材育成事業、魅力発揮事業
- ③住民参画による地域づくりの機運を育むイベント、ワークショップ等の開催事業

◆補助金額

一団体への支援は、事業費の9割以内とし、新規の活動や小規模な活動を立ち上げ、実施するスタートアップ支援事業については上限20万円、活動の定着・自立化を図るステップアップ支援事業については上限を50万円とします。支援限度額に事業規模を合わせる必要はありません。

◆問い合わせ 政策企画課 ☎0820(74)1007

●文化振興事業

町では平成28年度に、教養・文化に対する意識を高め、豊かな感性と創造性を育むことを目的とした事業を行う団体に対し、文化の振興に資するための補助金を交付する事業を実施します。

◆対象団体

周防大島町を主たる活動範囲とし、3名以上で構成され、政治・宗教・営利のみまたは団体の運営経費・備品等の取得を目的としない団体（ただし、同一内容で3年度認定を受けた事業は除く）

◆対象事業

- ①地域文化の振興と地域文化の創造を図る事業
- ②地域文化に親しむ環境づくりを育成する事業
- ③地域文化の高揚を図り、住民参加型の文化振興に資する事業

◆補助金額

一団体への補助金は、対象事業費の9割以内とし、上限を20万円とします。

◆問い合わせ 社会教育課 ☎0820(78)2205

●地域資源活用新ビジネス応援事業

町で産出される農林水産物などの地域資源を活用して、オリジナリティ溢れ、魅力や可能性のある商品を開発しようとする個人やグループに対し、その開発にかかる経費の9割（上限30万円）を予算の範囲内で補助します。

◆対象者

周防大島町に居住する個人やグループであって、周防大島町内で産出された農林水産物を使用し、新規に独創的で魅力的な商品開発を行おうとする者。

※詳細については、商工観光課にお問い合わせください。

◆対象事業

- ①周防大島町内で産出した農林水産物を使用した商品の開発にかかる経費であること。
- ②独創性が高く、商品として期待の持てるものであること。

◆補助金額

商品の開発に対する補助金は、対象事業経費の9割以内とし、上限を30万円以内とします。

◆問い合わせ 商工観光課 ☎0820(79)1003

ほうでえ～

ありゃ～のう

周防大島町の話題



▲光センサーで糖度・酸度などが測られ選別されています

やまぐちブランドゆめほっぺ選果はじめ

ゆめほっぺの選果が3月14日、久賀のJA山口大島柑橘選果場で始まりました。

ゆめほっぺの品種名はせとみで、せとみは県柑きつ振興センターが清見と吉浦ポンカンを交配して誕生した、県のオリジナル柑橘です。そのせとみの中でも糖度13・5度以上、酸度1・35%以下のものをゆめほっぺとして出荷しており「やまぐちブランド」として登録されています。

今年は1月の寒波の影響が心配されましたが、生産者の努力により被害を受けることなく、質・量とも昨年を大きく上回り、今季は約300トンのせとみを荷受け予定で、そのうちの6割以上がゆめほっぺとして出荷される予定です。

また、JA山口大島では、町内の小中学生にふるさとの特産品の味を知っておいでもらいたいと、3月22日、児童生徒に1つずつ約800個のゆめほっぺがプレゼントされ、同日の給食で試食されました。



代表して久賀小学校で贈呈式が行われました

瀬戸公園に桜を寄贈

大島中央ライオンズクラブが、大島大橋たもと大多満根神社の境内周辺の瀬戸公園に桜と梅の木を寄贈され、3月25日、植樹式が行われました。

これは、瀬戸公園の桜の木が樹勢が衰え始めていることを受けて、瀬戸公園に華やぎを取り戻そうと、クラブ結成40年の節目に企画されたもので、しだれ桜7本、梅の木2本の計9本が植えられました。

木は3メートルほどの高さのもので、国道からもよく見えるところに植えられており、桜の名所に新たな楽しみが加わりました。



▶関係者らの手により丁寧に土が盛り込まれました。



青年海外協力隊でザンビアへ

▶「アフリカに身を置いていろいろと見えてくると思う。視野を広げて来たい」と西本さん(写真左)

周防大島チャンネルの制作スタッフとして活躍し、総務大臣表彰を受賞したプロモーション動画「回帰」の制作にもあたられた西本和照さん(日見)が青年海外協力隊員として、ザンビアへ派遣されることになり、出発を控えた3月16日、町長を表敬訪問されました。ザンビアは、アフリカ南部の内陸国で、西本さんは首都ルサカにあるナシヨナルアグリカルチャー・インフォメーションサービスで2年間、農業普及のための映像制作の指導をされます。

「想いつなげる春」サザン・セト少年サッカー

サッカーを通じて、ふれあい・語り合いの中から全国に友情の輪を広げようと、平成9年に産声を上げたこの大会も今回で20回目。今回も、愛知県をはじめ遠方からたくさんの方々が参加し交流を深めました。

開会式後の記念イベントでは、フリースタイルフットボールパフォーマンズ世界チャンピオンの徳田耕太郎さんによる演技が披露されました。期間中は好天に恵まれ、各チームとも最高のコンディションで試合に臨み、好ゲームを展開。決勝戦は川上フットボールクラブポス少(宇部)対大塚サッカークラブ(広島)と昨年と同じ組み合わせとなり、5対2で川上フットボールクラブポスが2年連続4回目の優勝を飾りました。



▲優勝した川上フットボールクラブポス少
(前列中央は椎木町長)



▲子どもたちを魅了した世界チャンピオン
徳田耕太郎さんのパフォーマンス

社会教育施設連携協議会『あそぶ・まなぶ・語る』を発行中!

昨年4月に発足した周防大島町社会教育施設連携協議会では、2カ月に1回のペースで広報誌『あそぶ・まなぶ・語る』を発行して、宮本常一記念館、周防大島町総合体育館、日本ハワイ移民資料館、八幡生涯学習のむらの4つの施設の取り組みを紹介しています。各戸に配布するとともに、町内の公共施設や学校などにも配布しています。

本年度も引きつづき、様々な文化・スポーツの活動をお伝えしたいと思いますので、ぜひご覧ください。ご意見やご感想があれば、ぜひともお聞かせください。

問い合わせ

宮本常一記念館 ☎0820(78)2514



しましまタイムズ

地域おこし協力隊員 山崎千寿の

SHIMASHIMA TIMES

3

周防大島町定住促進協議会
☎0820(74)1007

日差しの強さを感じる季節になってきました。今回は毎年恒例の定住促進協議会と周防大島バーベキュー協会が行っている島コンBBQをご紹介します。

今シーズン最初の開催は4月24日(日)と5月15日(日)。場所は瀬戸内の穏やかな海が展望できる片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場です。参加資格は島が好きな20歳以上の独身の方であれば島内、島外からの参加もありません。

私は昨年の10月にスタッフとしてお手伝いしましたが、こんなに豪華なBBQコンは他にないと思います。大島のバーベキューインストラクターによる絶妙な焼き加減の肉料理が次々と出てくるのでお肉好きにはたまりません。また、こういったイベントの最後にありがちな緊張の告白タイムを設けていないのも参加者に配慮していると感じるいいポイント。

ト。異性だけではなく同性のお友達も作って帰る参加者もいるので、構えないでリラックスして参加できます。新しい出会いやお友達が欲しいと思っっている方はお気軽にご参加ください。

参加のお申し込みは周防大島町定住促進協議会(役場政策企画課内) ☎0820(74)1007(担当:山崎) Eメールアドレス info@teju-suo-osshima.com まで。(詳しくは24ページのお知らせをご覧ください) さて、次回の海岸清掃は5月22日(日)午後3時30分から逗子ヶ浜海水浴場で行います。これからたくさんの方々が訪れる大島の海岸をみんまできれいにしましょう!



▲写真は片添ヶ浜海浜公園からの眺め

【P15 ちよび塩クイズ答え:②】 体重60kgの男性が早歩きを10分間した場合、消費エネルギーは30kcal。1年で10,950kcal消費する。1kgの脂肪組織を燃焼させるためには7,000kcal必要なため、1年で1.5kg減らすことができます。



お知らせのコーナー

募集

税務課臨時職員募集

■募集人員 1名

■勤務内容

税務課に関する業務(事務補助、簡単なパソコン操作)

■勤務場所

大島庁舎 税務課および各総合支所

■勤務条件

6月1日(平成29年3月31日(更新する場合も)あります)

午前9時~午後5時 週3日程

■申し込み方法

5月2日(月)必着で履歴書を郵送もしくは持参してください。

■選考 書類調査・面接等により決定します。

■面接等 別途通知します。

■問い合わせ

〒742-2192

周防大島町小松126-2

周防大島町役場 税務課

☎0820(74)1008

久賀公民館

夜間・休日管理人募集

■募集人員 2名(当番制)

■勤務内容

夜間、休日等における、電話等の対応や貸し館、受付等の管理業務
(簡単なパソコン操作ができる方)

■採用期間

5月中旬~平成29年3月31日

※採用期間の更新あり

■報酬額 町規定による

■申し込み方法

4月27日(水)必着で周防大島町農業者健康管理センターへ履歴書を郵送もしくは持参してください。

■面接等 別途通知します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2301

周防大島町久賀5137-1

久賀公民館事務所(周防大島町農業者健康管理センター内)

☎0820(72)2271

周防大島町奨学生募集

周防大島町奨学金貸付規則により、次のとおり奨学生を募集します。

■対象

高校生(向学心に富み、経済的な理由により就学することが困難な人)

■募集人員 若干名

■貸与額 月額2万円

■申し込み方法

周防大島町教育委員会(総務課)または久賀・大島・橘の各公民館に備え付けの貸与願にその他必要書類を添えてお申し込みください。

■返還方法

卒業後1カ年を経過した翌

周防大島町空き家リフォーム事業

町では、移住者向け空き家バンク充実のため、バンク登録を前提とした空き家のリフォームや不要物の撤去に要する費用の一部を助成しています。

■対象となる空き家

空き家バンクに登録できる空き家(登録可能か調査します)

■対象者

対象空き家の所有者または対象空き家の借主(借りて1年以内)。ただし、町税等の滞納がない者。

■交付対象

対象者の依頼により、町内事業者等が行う以下のもの。

- (1) 空き家の機能向上のための改修(リフォーム)
- (2) 不要物の撤去(家財など)

■助成額(千円未満切捨)

- (1) リフォーム…対象費用の1/2(上限10万円)
 - (2) 不要物の撤去…対象費用の全額(上限5万円)
- ※(1)および(2)の併用は可能

■問い合わせ

政策企画課 ☎0820(74)1007

空家活用住宅の入居募集

周防大島町内の空家を町が借り受けて改修し、周防大島町内へ定住を希望する者に貸し出す、空家活用住宅の入居者を募集します。

■住宅の所在

- ・周防大島町大字久賀2481番地5
木造平屋 105.44㎡
- ・周防大島町大字森880番地1
木造平屋 73.91㎡
- ・周防大島町大字東三浦1338番地
木造2階 138.29㎡

■家賃 30,000円

■申込期日 4月28日(休)

■選考の方法 面接により対象者を決定します。

■申し込み・問い合わせ

政策企画課 ☎0820(74)1007

月から、貸与を受けた期間の2倍の期間内に、その全額を月賦または半年賦で返還していただきます。

■申込期限

5月16日(月)までに周防大島町教育委員会(総務課)または久賀・大島・橋の各公民館へお申し込みください。

■問い合わせ

教育委員会総務課

☎0820(78)0700

語学留学生募集

町では夏休み期間中に「フィリピンセブ島」での語学留学生を募集します。

■研修先

フィリピン セブ島

■研修期間

8月14日(日)～8月27日(土)

(予定)

■対象者

高校(公立・私立)または高等専門学校(1～3学年)に在学するか、または中学校(公立・私立)の2～3学年に在学する方で、いずれも町内に住所を有し、英語学習に意欲をお持ちの方。

■募集人数 10名

■参加費用

経費(約30万円)の内、2分の1程度を町から補助します。

■募集期間 5月20日(金)まで

■応募方法

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

■選考方法

教育委員会において、応募者多数の場合、選考会を開き、第一次選考(書類・作文)第二次選考(日本語および英語による面接)を経て研修生を決定します。

■申し込み・問い合わせ

〒742-2512

周防大島町平野269-44

教育委員会総務課

☎0820(78)0700

相談

無料法律相談

■日時

5月26日(木) 午後2時～4時
(受付時間 午後1時30分～3時30分)

※事前予約はできません。

※裁判所で係争中の案件である場合は相談することができません。

■場所

シンフォニア岩国 2階特別会議室(岩国市三笠町1-1-1)

■相談内容

金銭、不動産、家庭関係等の

法律上の問題

■相談担当者

山口県弁護士会(岩国地区会)所属の弁護士

■主催 山口地方裁判所岩国支部

山口家庭裁判所岩国支部
山口県弁護士会(岩国地区会)

■問い合わせ

山口地方裁判所岩国支部庶務係
☎0827(41)0161

お知らせ

障害者就労施設通所交通費助成事業(継続)

就労訓練施設に通所されて

いる障害者の方々に対し、交通費の助成をすることにより、経済的な負担を軽減するとともに就労意欲を促進します。

■対象者

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所(A型、B型)の通所サービスの支給決定を受けて通所されている障害者の方。

■助成金額

○バス、電車を利用して通所している場合、運賃(障害者割引後)の2分の1を助成します。定期券を利用して通所している場合は、定期券購入料金(障害者割引後)の2分の1となります。

○自家用車を利用して通所している場合、1km当たり15円をかけた金額の2分の1を助成します。

○助成金の月額上限額は1万円となります。

■申請の手続き

申請書により受給決定を受けた後、助成金請求書を翌月の10日までに福祉課または各総合支所・出張所に提出してください。なお、申請時および請求時には通所施設の証明が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

福祉課
☎0820(77)5505

平成28年度 出張年金相談

《予約制》

■開設場所

4月、5月 日 良居出張所

6月～平成29年3月 久賀総合センター

※6月から開設場所が変更となりますのでご注意ください。

■開設日

毎月、第三火曜日

■開設時間

午前10時から正午まで
午後1時から4時まで

■予約 相談希望日の前月1日から受け付けています。

※年金手帳、年金証書、振込通知書等、本人であることを確認できるものを必ずご持参ください。本人以外の方が相談される場合は、身分証明書(運転免許証等)と本人からの委任状が必要となります。

■申し込み・問い合わせ 岩国年金事務所

☎0827(24)2222

特設人権相談所

日時 5月2日(月)午前9時30分～正午

場所 大島庁舎

相談内容 差別、いじめ、嫌がらせ等人権に関する問題

相談員 人権擁護委員

問い合わせ 福祉課

☎0820(77)5505

軽自動車税の減免制度のお知らせ

身体障害者等が所有もしくは使用する軽自動車等について、障害の程度により一定の要件を満たしている方には、軽自動車税の減免制度があります。軽自動車税の減免申請期限は5月31日(火)です。

なお、減免のできる自動車は一人の障害者につき普通自動車を含め、一台に限られません。詳しくは、税務課または柳井県税事務所までお問い合わせください。

■問い合わせ

○軽自動車税 税務課
☎0820(74) 1008

○自動車税 柳井県税事務所
☎0820(23) 2121

犬・猫の譲渡会と犬のしつけ方教室

山口県動物愛護センターでは、「犬・猫の譲渡会」「譲渡前講習会」および「犬のしつけ方教室」を開催しています。

譲渡会では、動物愛護推進のため、地域の模範的飼い主として活躍していただける方を増やし、殺処分を減少させることを目的として、犬・猫をお譲りしています。

■注意

- ・犬、猫の譲渡については、さまざまな条件があります。
- ・その他日程など詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ

山口県動物愛護センター
☎083(973) 8315



島のくらしをおすすめの春コース

○茶がゆと山菜料理づくり

・日時 5月17日(火)
午前9時30分～午後2時

・場所 油田農村環境改善センター(伊保田)

・持参品 エプロン、マスク、三角巾

・体験料 1500円

・受入人数 5～10人

・募集締め切り 5月6日(金)
※昼食あり

○オレンジピールとマーマレードづくり

・日時 5月21日(土)
午前10時～午後3時

・場所 農産物加工センター(東安下庄)
・持参品 水を通さないエプロン、マスク、三角巾、砂糖

3kg

・体験料 2000円

・受入人数 10人

・募集締め切り 5月11日(水)
※昼食あり

※各コースとも申し込み多数の場合は抽選となります。

また、少数の場合は開催できないこともありますので、ご了承ください。

■申し込み・問い合わせ
周防大島くらし体験ネット
ワーク事務局(農林課内)

☎0820(79) 1002

『発掘された山口』

山口県埋蔵文化財センター巡回展を開催します

県内で発掘調査された遺物から出土した土器などの遺物を展示・公開いたします。ぜひご来場ください。

■日時 4月29日(金)～5月29日(日)
午前9時30分～午後6時

■場所 宮本常一記念館

■内容 江の河原遺跡(美祿市)中恋路遺跡(山口市)下村遺跡B地区(美祿市)下津令遺跡(防府市)等から出土した土器・陶磁器等出土品の展示

■入場料 無料

『発掘された山口』

山口県埋蔵文化財センター巡回展の期間中に、講演会・ギャラリートークを行います

■日時 5月21日(土)
午後1時から2時30分

■場所 宮本常一記念館

■講演者 山口県埋蔵文化財センター文化財専門員 中里伸明氏

■入場料 無料

■問い合わせ 社会教育課

☎0820(78) 2205

島コン/16

片添ヶ浜で開催するカップリングパーティーに参加しませんか?

■開催日時 4月24日(日) 5月15日(日)

■会場 片添ヶ浜海浜公園オートキャンプ場

■開催時間 12時30分～15時30分(受付12時)

■参加条件 20歳以上の独身の男女

■申し込み ①氏名②性別③年齢④お住

⑤料金 男性5000円 女性3000円

(ソフトドリンク付・持ち込み可)
■定員 男性20名 女性20名
■主催 周防大島町定住促進協議会、周防大島バーベキュー協会
■協力 (二社) 周防大島観光協会
■申し込み・問い合わせ 周防大島町定住促進協議会(政策企画課内)
☎0820(74) 1007
Eメールアドレス info@teiju-suo-osshima.com

「うそ電話詐欺」被害防止のポイント

公的機関をかたる者から『医療費の還付金があるので、携帯電話とキャッシュカードを持って、ATMに行つて!』は詐欺の手口です。

公的機関が各種還付手続きでATM操作を依頼することはありません。

柳井警察署・周防大島幹部交番

竜崎温泉温水プール指導日
(4月21日～5月20日)

実施日	
4月	21日(木)、22日(金)、26日(火)、27日(水)、28日(木)
5月	6日(金)、10日(火)、11日(水)、12日(木)、13日(金)、17日(火)、18日(水)、19日(木)、20日(金)

65歳以上の方の介護予防や健康づくりを目的とした水中運動の指導を行っています。

- ・指導時間は午前10時～午後3時30分です。
- ・実施日等は事情により変更することがあります。

◆問い合わせ

介護保険課 地域包括支援センター
☎0820(73)5506

ワンテーマディスカッションを
開催しています

町民の皆さんが積極的に町政運営に参画する仕組みとして、町長自らが町民の皆さんのところに出向き、自由な雰囲気の中でひざを交えて話し合いを行い、町民の「声」を聴く意見交換会「町長と意見交換会(ワンテーマディスカッション)」を実施しています。10月から3月までに開催された意見交換会は表のとおりです。



▲10月6日 東浜地区での意見交換会の様子

開催日	場所	テーマ
10月6日	東浜北・東浜南	地域の問題について
10月27日	久賀	男女共同参画について

◆問い合わせ 政策企画課 広報情報統計班
☎0820(74)1007

☎0820(73)5504 ■問い合わせ 健康増進課健康づくり班

健康の源は、毎日の食事や運動、休養とといった生活習慣にあります。早寝早起きや好き嫌いをしないなど、ちょっとした心がけで健康は保たれます。逆に、少しの油断や面倒などと不摂生を積み重ねることで健康は損なわれてしまいます。一生涯の健康を守るのはあなた自身です。改めて生活習慣を見直し、健康を意識したいですね。

健康の源は日々の生活にあり!

健康をつなぎ 輝くまちづくり
未来につながる健康づくり

のどかで穏やかな季節となりました。「春」には季節の他に、「青春」や「人生の春」といった勢いのある様子や楽しい時期を表す意味があります。みなさんの「人生の春」はいつですか? いくつになっても自分らしく輝いて暮らすために欠かせないのが「健康」です。5年後、10年後の未来につながる健康づくりに挑戦しませんか。



周防大島町の寿命

※県内市町数19

	平均寿命	健康寿命
男性	78.73歳 (県内14位)	77.37歳 (県内15位)
女性	86.06歳 (県内7位)	82.84歳 (県内12位)

※広報と同時配布しています「第2期周防大島町健康増進計画「概要版」」をご覧ください。ただき、自分にあった健康づくりをみつけましょう。

目指すは「健康寿命の延伸!」

周防大島町保健師
行田 美穂
(健康増進課 健康づくり班)

4月	
21日(木)	
22日(金)	
23日(土)	
24日(日)	休日在宅当番医〈嶋元医院 ☎74-2310〉
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	育児相談〈10:00～11:30 しまとびあスカイセンター〉
29日(金)	休日在宅当番医〈山中クリニック ☎72-0152〉 お大師堂めぐり歩け歩け大会 〈10:00～16:00 すばーく大島〉 「発掘された山口」山口県埋蔵文化財センター巡回展 〈9:30～18:00 宮本常一記念館 5月29日まで〉
30日(土)	
5月	
1日(日)	休日在宅当番医〈野村医院 ☎76-0017〉
2日(月)	特設人権相談〈9:00～12:00 大島庁舎〉
3日(火)	休日在宅当番医〈おげんきクリニック ☎74-2490〉
4日(水)	休日在宅当番医〈川口医院 ☎78-0306〉
5日(木)	休日在宅当番医〈嶋元医院 ☎74-2310〉

6日(金)	子宮頸がん検診・乳がん検診 〈13:30～15:00 (受付) 沖浦農村環境改善センター〉 こころの相談会【要予約】 〈10:00～12:00 久賀福祉センター〉 【申込先】健康増進課 健康づくり班 ☎73-5504
7日(土)	
8日(日)	休日在宅当番医〈安本医院 ☎73-0822〉 ちよび塩の日PR活動〈9:00～11:00 ピクロス大島店〉 郡壮年軟式野球大会〈9:00～ 片添多目的グラウンド〉
9日(月)	1歳6か月児健康診査〈13:00～13:30 (受付) 日良居庁舎〉
10日(火)	結核・肺がん検診 〈馬ヶ原・油宇・伊保田・小伊保田地区〉
11日(水)	結核・肺がん検診 〈和田・内入・小泊・和佐・神浦地区〉
12日(木)	結核・肺がん検診 〈小積・大積・沖家室・佐連・地家室・白木地区〉
13日(金)	子宮頸がん検診・乳がん検診 〈13:30～15:00 (受付) 蒲野農村環境改善センター〉 育児相談〈10:00～11:30 日良居庁舎〉
14日(土)	スポーツ少年団結団式〈9:00～ 東和総合センター〉
15日(日)	休日在宅当番医〈正木内科医院 ☎77-0021〉
16日(月)	
17日(火)	子宮頸がん検診・乳がん検診 〈13:30～15:00 (受付) しまとびあスカイセンター〉 育児相談〈10:00～11:30 久賀福祉センター〉
18日(水)	結核・肺がん検診〈船越・西方・森野・平野地区〉
19日(木)	結核・肺がん検診〈小松地区〉
20日(金)	
<p>●休日在宅当番医の診療時間は午前9時から午後5時までです。</p> <p>●健康相談などに関するお問い合わせ 健康増進課 ☎0820(73)5504</p>	

《5月の柳井健康福祉センター定例保健事業》

相談内容	実施日	時間
骨髄バンク登録検査	11日(水)	9:00～10:00
B・C型肝炎抗体検査	11日(水)	10:00～10:30
HIV抗体検査	11日(水)	14:00～16:00

相談内容	実施日	時間
心の健康相談	17日(火)	13:00～14:00
発達クリニック	26日(木)	13:00～16:00
思春期・ストレス相談	27日(金)	10:00～15:00

※相談・検査は事前に電話予約が必要です。 ◆問い合わせ 柳井健康福祉センター☎0820(22)3631

このコーナーはPDF版では掲載していません。



困ったら法テラス。まずはお電話を。

法テラスは、市民の皆さまがひとりで悩まないようにするサポート機関です。お悩みごとが法律に関するかどうか分からなくても、まずはお気軽にお電話ください。

法テラスサポートダイヤル

おなやみなし

☎0570-078374

IP電話からは☎03(6745)5600

平日：午前9時～午後9時
土曜日：午前9時～午後5時

人の動き (4月1日現在) ※増減は対前月比

人口	17,465人	(104人減)
男(日本人)	7,905人	〈人口増減内訳：日本人〉 増：出生 4人 転入 58人 小計 62人 減：死亡 31人 転出 135人 小計 166人
女(日本人)	9,464人	
外国人	96人	(増減なし)
世帯数	9,703戸	(36戸減)

周防大島町交通事故発生状況
(平成28年2月末現在)

人身交通事故		
件数	死者	傷者
7	0	11
前年比		
+2	±0	+3

物損事故件数		
件数	前年比	増減
45	前年比	+4

このコーナーはPDF版では掲載していません。

「島スクエア講座」受講生募集

島スクエアでは、起業や新たな事業展開に役立つ基礎講座を6月から順次、実施します。受講は無料です。

- 起業に役立つもの
 - 商品開発（食品加工、ものづくり、サービスなど）に役立つもの
 - デジカメやWebなど情報発信に役立つもの
- 〈説明会〉会場：大島商船高専
5月14日(土) 14:00～15:00
5月19日(木) 19:00～20:00
★詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.oshima-k.ac.jp/shima-sq>
(島スクエアで検索)

問い合わせ

大島郡周防大島町小松 1091-1
大島商船高等専門学校 総務課社会連携係
☎0820(74)5524

4月29日 お大師堂めぐり歩け歩け大会

◆日時

4月29日(木) 祝日
午前10時
～午後4時

◆スタート会場

すばーく大島

◆内容 大島八十八か所霊場の内、屋代平野に点在しているお大師堂をご家族の方などと一緒に、巡っていただきます。

※軽トラマーケットも同時開催します。出店車募集中。(軽トラ500円、その他軽自動車1,000円) 申し込み締切日：4月20日(木)まで



問い合わせ (一社) 周防大島観光協会

☎0820(72)2134